

平成 26 年 6 月 19 日 (木曜日)

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成26年6月19日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理者	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	中村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	羽生	芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

#### 監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	芳賀	俊幸君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

---

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

三浦勝美

---

議事日程 第3号

- 平成26年6月19日（木曜日） 午前10時 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 一般質問
  - 第 3 陳情2の1 避難未来道に関する陳情書について
  - 第 4 報告第 1号 平成25年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 第 5 報告第 2号 平成25年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 第 6 報告第 3号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 第 7 報告第 4号 平成25年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
  - 第 8 議案第70号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 9 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立僻地保育所条例の一部を改正する条例制定について
  - 第10 議案第72号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
  - 第11 議案第73号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について
  - 第12 議案第74号 財産の取得について
  - 第13 議案第75号 財産の取得について
  - 第14 議案第76号 財産の取得について
  - 第15 議案第77号 普通財産の貸し付けについて
  - 第16 議案第78号 普通財産の貸し付けについて

第17 議案第79号 普通財産の貸し付けについて

第18 議案第80号 町道路線の認定について

第19 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第20 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告4番、小野寺久幸君の一般質問が途中でありますので、昨日に引き続き自席での発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。きょうもよろしくお願ひします。

きょうは、女川原発の再稼働について。毎回ですけれども、このことについてはしつこいぐらいにやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

先ごろの関西電力の大飯原発の差しとめ訴訟について、福井地裁で差しとめをすると、運転してはいけないという判決が出ましたが、このことについてのお考えを伺います。

それから、県に対して独自に女川原発の安全性を検討する期間を設けるよう申し入れるべきではないかと思いますが、どのように思いますか。

それから、町民の命と暮らしを守る立場の町長として、女川原子力発電所の再稼働には反対をするべきじゃないかと思いますが、この3点についてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、小野寺久幸議員のご質問の1点目。関西電力大飯原発再稼働差しとめについての福井地裁の判決についてどのように思うかということについて、お答えをさせていただきます。

すが、ご案内のとおりこの判決は大飯原発の3、4号機の再稼働について、福井県の住民189人が関西電力を相手に運転差し止めを求めた訴訟の判決が5月21日に行われ、福井地裁が住民側の主張を認め、地震対策の不備などを認定し運転差し止めを命じた判決であります。

この件につきましては、独立した司法判断について立場の違ういち首長が軽々にものを申すべきではないというふうに考えております。しかしながら、この司法判断は女川原発のみならず、他の原子力発電所の再稼働判断にも影響を与える可能性があり、半径30キロ圏内に女川原発を有する当町にとっては決して他人事ではない問題だと考えております。

2点目の、独自に女川原発の安全性を検討する期間の申し入れについてであります。もう宮城県では女川原発に関し震災後の安全性や東北電力が計画する補強工事が適切であるかどうかについて、専門家の意見を聞く県独自の委員会の設置を検討しているということでありますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目の、女川原発の再稼働反対を申し入れるべきではないかとの質問に関しましては、小野寺議員ご指摘のように町民の命と暮らしを守ることが最優先であり、原発についてはひとたび重大な事故が起これば、被害は時間的にも空間的にも際限なく広がる危険性を秘めているものであります。女川原発再稼働の可否についてというよりも、まずは今後の国の原子力政策や代替エネルギー等の確保についてしっかり議論することが重要だろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 司法がこの原発の差し止めの判断をしたというのは、物すごく画期的なことだと言われています。それは、やはりその福島原発の事故の後の裁判所の関係者が集まっていろいろ相談して、そんな流れになってきたということらしいです。

それですね、原発の重大事故を起こす原因というのはどんなことが考えられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 事象として、東京原発の関係もござしたように、核燃料の棒がやっぱり溶けて流れ出すということと、もしくは原子炉等が水素爆発等をしまして放射能が拡散されるということによって人体に与える影響が大きいというふうなことだと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 浩みません。ちょっと聞き方が悪かったんですけども、今回の福島原発の場合は地震、津波が原因だったんですけども、そのほかにも今九州でもいろいろ言われていますけれども、火山、それからいろんな風水害、あるいはソ連でこの間、先ごろあ

りました隕石が落っこちてきたとか、それから運転上の人為的なミス、それからテロとか、非常ないいろんな原因があると思うんです。それで裁判の判決でもありますように、この安全性がゼロになることはあり得ないというような原発は運転するべきでないというような判決だったと思います。

それですね、北海道の函館市が対岸にあります青森の大間原発の運転差し止めを求めて裁判を起こしているのですけれども、この裁判についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 他の自治体のご判断について、我々がいちいちものを申すべきではないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 他の自治体なんですけれども、女川原発から見ると南三陸町も他人事ではないと思うんです。それで、やはり先ほど言いましたように住民の命、安全を守る立場としてきちんとものを言うべきじゃないかと思います。

それから、実はこれちょっと小さくて見えにくいんですけども大丈夫でしょうか。これは環境総合研究所というところにお願いをして、女川で福島のような事故が起った場合にどのようなことになるかというシミュレーションしてもらったものなんです。そしてこれは、わざとというか、いろんな想定はしています。南のほうから風が吹いてきて南三陸町に放射能物質が飛んでくるというような想定でやってもらいました。このまま続けていいですか。（「はい」の声あり）そういうシミュレーションをした資料があります。それで、南三陸町も大きな被害を及ぼすという想定になっています。それで、これ私たちこのシミュレーションを見たとき、これは福島原発と同じ事故を想定しています。ここで私たちが間違ってはいけないのは、例えばこの前の津波をチリ地震津波を想定したと、それで想定外だったというようなことを言われましたけれども、私たちのこの想定は福島を想定しています。でも実際の事故は、これで済まない可能性がありますので、それに対して対策というのには必要だと思います。

それから、立地自治体では原発と安全協定というのを結んでいるんですけども、そのいわゆるUPZの自治体との協定について今検討中だと考えますけれども、その見通しはどうなっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先日もちょっと会議がありまして、そういった協定について前向きに進

めるということでの話し合いにはなってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その内容なんですけれども、一時被災と同じような内容で協定を結ぶべきではないかと思いますけれども、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳細は担当課長から答弁させますが、基本的に設置自治体とUPZ、この内容については若干差異がございます。したがいまして、そこは我々としてもいろいろ議論はしましたが、ある意味設置自治体とUPZの圏内ということについては若干差異があつてもやむを得ないというふうな、ある意味結論に至っております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） ただいまの立地町と立地市町と、それから周りのUPZの同じような協定を結ぶべきではないかというようなお話で、ただいま市長からもお話しましたが、今いろいろちょっとお話している中では、やはり必ずしもその緊急的な対応をとるべき部分と、それから周りのUPZの部分ではやっぱり一定の自治体ごとの格差というのはどうしても生じざるを得ないと。それから、協定等に関しましてもやはり内容的に立地市町と周りではどうしても立ち位置が異なりますので、どうしても内容的な部分につきましては同じ協定の内容というわけにはいかないというような状況になっています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この前のその福井地裁の判決にもありますけれども、原発の被害が及ぶ範囲というのはもうそれこそ想像しがたい、ある程度シミュレーションはしてもそのとおりいくかどうかわからないということです。それで、福島の事故の際に政府部内でいろいろ検討があったようです。何か新聞報道によりますと、関東のほうまで175キロ圏内まで全部避難しなくちゃいけないんじゃないかというような想定までされたそうです。福井の判決でも250キロ圏内までの原告の意見を認めておりますので、原発の事故の際の範囲というのは非常に広くなると思いますので、今のことについてもう一回そのやっぱりUPZでも立地自治体と同じような協定を結ぶべきではないかと思いますけれど、もう一回伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） UPZの5市町会議におきましても、さまざま議論が出ました。しかしながら、最終的にはこういう方向でいこうということでまとまりましたので、そういう形の中で今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それから、放射能の影響なんですけれども、例えばテルル132とかヨウ素133とかという原発の事故の際に放出される放射性物質があるんですけれども、これについてのいろんな影響というのが、福島では少し子供たちに甲状腺の病気がふえているんじやないか、原因はまだはっきりしないけどというようなことですけれども、その影響とかそれからセシウムの低いですけれども長期間にわたる被曝の影響というのはまだはっきりしないということで、この影響についての検証というのはまだ十分にされていないと思います。

それでですね、日本テレビのこれ番組だったんですけれども、30年後の福島というような言われております、今 Chernobyl がどんなようになっているかというような番組がありました。それで紹介されたので、一応どうしようもないでコンクリートで覆ったと、石棺だということでコンクリートで覆ったんですけれども、今その覆いが老朽化して危険になってるって。さらにその上に今、覆いをつけなくちゃいけない。それにはおよそ2,000億円のお金がかかると。それからその原発の処理に関する作業員の育成とか、それにも多額のお金がかかるし、人も必要だと。それから、そのところである係の人が言っていたんですけれども、溶け落ちて原子炉の下にある燃料、これを処理する技術は今はないというようなことを言っています。この先の見えない処理のしようのないものを、何とかしなくちゃいけないんでしょうけれども、万が一この日本でもどこでもなんですけれども、もう1カ所あるいはもう何カ所かが同じような事故が起きた場合、それに十分に対応できるのかという心配がされております。

それで、今我々の生活はそこで懸命に仕事をしている作業員の、それこそ危険と隣り合わせの作業の上に成り立っているということを忘れてはいけないと思います。被災地はどこでも今賢明な復旧、復興、そして新しいまちづくりを南三陸でもやっているんですけれども、もし原発で大きな事故が起これば全て水の泡となりかねないのではないかと思います。

原発が安全だという人もいますけれども、原発が安全なら避難計画も何もいらないんじやないかというような意見もありますけれど、このことは町長どう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 完全に安全だということについては、今回の福島の第一原発の事故でそれは覆ったということについては、これは間違いない事実だと思います。再三私繰り返してお話をさせていただくのですが、日本のエネルギーをどうあるべきかということの議論がまず前提としてないとですね、ただこれがだめだこれがだめだということになりますと、さて

それでは限りある化石燃料を今日本はどんどん輸入をしている。それで円安で貿易収支も厳しいという状況になって、果たしてそれでは日本の経済がどう立ち行かなくなってくる。いろんなさまざまな分野に影響を及ぼす問題でございますので、一概にこの問題だけを特化して議論をするというのは、やっぱり片手落ちになると私は思っております。その辺はやっぱり明確にご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 実はそこを言いたかったんですけども。この問題は、福井の判決にもありますけれども、そういう経済的な恩恵があろうともひとたび事故が起これば全て終わりだというようなことなので、これは動かしちゃいけないと。その福井の判決に対する賛意を示す人も多いと思います。これはエネルギー自給の問題というふうにも言われますけれども、日本で需給しているわけじゃありませんので、全て燃料も技術もアメリカのものです。それから、やはりいろんな形でそのエネルギーの自給というものをやはり我々がどの程度できるかわかりませんけれども、みんなでこれは考えていかなくちゃいけない問題だと思っています。

これはエネルギー政策の問題ではなくて、国民あるいは住民の安全の問題だということだと思います。改めて原発の必要性と安全性についてのお考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しの発言になって大変恐縮でございますが、基本的には国策としてエネルギーをどうするのかということの問題が大前提にあるというふうに認識をしてございますので、そこの中で、あるいは自然エネルギー、あるいは再利用できるようなエネルギー、そういうものを国としてどう開発していくのか。原発にかわるそういったエネルギーも含めて、国として開発を進めていくことが大変重要なんだろうというふうに認識をしております。いずれ、最終的には原発のないエネルギー政策というのが望ましいというのは、多分多くの国民の皆さんのが思っているふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、小野寺久幸君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、山内昇一君。質問件名、復興のグランドデザインで道の駅整備は。以上1件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。山内昇一君。

[10番 山内昇一君 登壇]

○10番（山内昇一君） 通告5番山内は議長の許可を得ましたので、通告に従って一問一答で町

長に一般質問をいたします。1問ですので、多少前段が長くなりますのでよろしくお願ひします。

質問事項、復興のグランドデザインで道の駅整備は。

質問の要旨。三陸道の（仮称）登米・志津川道路が平成27年度供用開始の予定でございます。本町を通過し直結する初めての高速交通網であり、命の道路、復興道路に位置づけられ、通常の利用はもちろん防災や緊急輸送など、さらには今後本町の復興加速、町民生活の利便性、地域振興に重要な役割が期待されるものであります。

まちづくり計画では、世界的建築家の隈研吾氏に依頼したグランドデザインが今回報告となり、町市街地のイメージ整備が示されました。観光立地として観光的魅力と町民生活の安全性や利便性を兼ね備え、新規産業振興等八幡川上流に海を面しての道の駅を配し、構成に誇れる創造的で新しいまちづくりの構想であります。

交流人口拡大策や町のにぎわい復活で、本町近未来の発展を伺いたいと思います。

現在の三陸道工事状況を見ますと、登米、東和と入谷間のトンネルは、昨年に1,432メートルも無事貫通し、今年度平成26年4月14日には、志津川大沢地区で志津川1号トンネルも貫通式が行われました。5月20日には、2号、第3号トンネルも含め急ピッチで整備進捗中でございます。国土交通省東北地方整備局によりますと、道路事業の見通しでは南三陸道路7.2キロは、4つのトンネルと4つの橋の整備であるが、（仮称）南三陸インターチェンジの開通時が平成28年度の見通しで発表されておるようです。さらには、歌津インターチェンジは平成29年度の見込みで報道されており、これで本町では全長開通のいち早く現実化してきたようです。これまで本町の道路網を見ますと、国道45号線と国道398号線を基軸とする県道、国道、そして町道等の交通ネットワークを形成し、町の成り立ちがあり、町民の歴史が築かれてきました。

今回の復興による三陸道延伸で、通称リアスハイウェイとして本町に直結する重要な時期の到来となり、町民の皆様も将来に希望と新たな復興の機運を高めつつ、大きな期待感を持つようになってきたと思います。高速交通の幕開けに突入し、過疎の町指定のマイナスイメージから脱し、交流人口も大幅な拡大、そして活性化となることが想定されるわけですが、そんな中本町では、この変化に即応した産業文化、経済などの振興策として独自の先行投資の施策も有効であろうと思います。そして、本町ブランドである豊穣の海の幸、新鮮な山の幸など、地場産品の食材等地域資源、また人、情報を共有し、このビッグチャンスを町の振興策に役立て新しいまちづくりの波及効果として施策展開を確かなものにしてもらいたいと思

います。

三陸道供用開始の直前とグランドデザイン構想発表というベストマッチングの今の時期こそ、これを生かした取り組みは急務で効果的に観光物産など経済効果も出せば、大きなまちづくりの成果につながるものと思います。

パーキングエリア的ではなく、サービスエリアのような食堂や物産交流館の施設と道の駅の一体整備で、本町の物産販売の拡大、6次産業、観光による地域振興の取り組みはビジネスチャンスとして町の活性化になるのではないか。逆に、ストロー現象ともなれば、地元商工の弱体化が懸念され危機感もあるのではないか。今、町当局の地域振興策の思い切った決断の取り組みが大きく求められていると思います。

発表されたグランドデザインは、まだ色のついた未来図と話されたようでございますが、急がれる重点策には早急に本当の色をつけ形をつくっていくことが町民の望む新しい南三陸町の未来につながる政策だと思いますので、お考えをお願いしたいと思います。

以上で、登壇での発言を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員の復興のグランドデザインで道の駅整備はというご質問にお答えをさせていただきますが、先般、隈研吾事務所よりグランドデザインが報告をされました。町内外の方々に復興後の市街地の姿をお示しし、希望の持てる町として実感していただき、結果として世界的に著名な建築家の方がデザインした町として将来的に町外からの来町者が多く見されること、また市街地への企業進出のきっかけとなることなどが期待をされていると、そういうふうに考えております。

また、今回のグランドデザインにつきまして、志津川地区まちづくり協議会で検討事項を重視した内容であることから、町民の方々の意向と設計事務所の意向が同じ方向を向いているデザインとなっておりまして、観光的魅力が図られるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、今後、三陸道登米・志津川道路が平成27年度供用開始予定であります、その後先行町開き地区として観光、商業エリアでの商店街を中心としたJRや町の巡回バスの停留所となる施設も順次整備し、観光客の動きに流動性を持たせていきたいと思います。町としては、観光交流ゾーン内に道の駅を配置することによって、この観光、商業ゾーンから沿岸商業ゾーンを抜けて多目的広場から海へと続く一体的な流れを持たせ、徒歩で市街地を散策しながら憩いのオープンスペースの配置や、緑の遊歩道といった観光客が回遊できる動線を整備することによって、にぎわいの創出を図りたいと考えております。

当町では、震災により全国から訪れた方々との深い結びつきを継続的な交流につなげる受け入れ態勢の確立を目指し、企業や学校等による視察、研修等のニーズに対応できる施設整備を行うとともに、交流をきっかけとした雇用や経済波及効果を創出しなければならないと考えております。

今後、1次産業を初めとする各産業は、少しずつ復興の兆しが見えますが、その多くを支えていくのは消費者であり定住人口の減少が懸念される中で、交流促進の取り組みは直近する課題であります。全国から訪れる方々との深い結びつきを持続する本質的な交流を実践し、リピーター効果のある取り組みを行いながら、本格的なグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムによる教育旅行及び体験交流型観光の確立を目指すために、徐々に再生しつつある各資源を活用しながら常に情報を発信し、地域にとってより効果のある交流事業を促進していく所存であります。交流拡大の事業は、裾野の広い分野の連携を要するものと考えております。これには行政だけではなく、言うまでもありませんが民間における観光事業者のノウハウを活用しなければなりませんので、これら事業者への何らかの支援策を講じていくことも肝要だというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ありがとうございます。それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

今回、隈研吾氏といわれるすばらしい方にグランドデザインを発表していただきました。我々素人からすると、もう本当にあっけにとられるといいますか、すばらし過ぎてその価値さえなかなかどの程度の価値か、いい意味でですよ、あるのか。

ところで、グランドデザインとこの報告を受けて町長は満足度といいますか、100%満足だと思いますが、その辺まずお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

それに引き続きまして、例えば隈研吾氏のこの報告を受け変更したいとか、あるいは逆に追加したいといったこと、その辺まず最初にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もう一度お話をさせていただきましたが、2年余りにわたってまちづくり協議会の皆さんのがこの志津川市街地をどうするかということで、いろいろ議論をしてまいりました。そのベースとなるような考え方を、それを隈先生のほうが十二分にといいますか、取り入れていただいたということに関しては、ある意味その、まち協の皆さん方が長年やつてきた、長い間やってきたそういう思いも受けとめていただいたというふうに思っておりま

すので、そういう観点から言えば私は大変すばらしいグランドデザインをつくっていただいたというふうに思います。

それから、変更とか追加とかってこれ当然、ある意味グランドデザインは基本ですので、そこからどのように形をつくっていくかというのは、これはあとは民間を交えた我々の仕事になっていくというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。

それで、今のその答弁から考えますと、いわゆるまち協とか町の考えも多分に入っているといった中での隈 研吾氏のグランドデザインの作成だと思いますが。事前にいわゆる隈 研吾氏のほうに、このような構想であると、町の考えであるといった、あるいはまち協のほうの意向といったものが提示されていたんだと思いますが、どの程度、例えば今イメージ図が出来ましたけれど、100%ではないでしょうけれど、これだって恐らく向こうとの調整の中でやはり修正されたりしたと思いますが、その辺は基本的なことさえ十分であればいいと思いますが、その辺は大丈夫だったんですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） グランドデザインをこの間報告会やりましたが、その前段でまち協の方々にもその辺のお話をさせていただいてございます。その際にも、まち協の皆さん方にとつては、まず我々の思いと、受けとめていただいたということでの評価をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それではあれば心配はないと思います。これからスケジュールといったことも含めて、これからこれだけの大きなプロジェクトといいますか、そういうことを達成する、あるいはしなければならないという町長の手腕とともに、町のほうの動きといわゆるその、どの担当課といいますか、部署といいますか、そういうことがやっていくのか、新たなその部署というものは必要なのか、その辺もしお考えがあれば、あるいは外部からのそういう手助けといいますか、そういう方をお願いするのか、その辺の意向はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話のように、大変なビッグプロジェクトです。これをなし遂げていくというのは、大変至難の業だというふうに認識をしておりますが、しかしながら今回この

ようにご提案いただいたプロジェクトを我々としても少しでも近づけるような形の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。きのう、おとといだっけか、1番議員にお話しましたように、これほどのビッグプロジェクトを行うのに現有スタッフの中で行っていくというのは、大変難しいというふうに認識しておりますので、内部外部含めてどういうような体制を構築すればいいのかということについては、現在検討中でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私も同僚議員のお話は聞いておりましたが、いわゆるこれだけのそのビッグプロジェクトといいますか、そのグランドデザインが発表された中で、これが余り町の実際の建設とかあるいは整備に生かされなければこれは意味がないということは私も同感であります。この道の駅を初め、この上物といいますかそういったものの整備手法といいますか、あるいはその発注といいますか、あるいは今後の進め方といいますか、そういったことはどういうふうになっていくのか。いろいろ上物については、これから検討すると言ってしまえばそれだけなんですが、やはりこの早く町開き、あるいはまちづくりを進めたいという町の意向、町長の意向のようですので、その辺年度も含めて何年ぐらいまでにこういったことが実現できるのか、町民としてもかなり関心はあると思いますので、その辺お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから総括的に道の駅の部分ということでございましたので、回答をいたします。

グランドデザインの中では、国道398号沿いに道の駅的なものというような絵が描いてありますので、基本的には県のほうとの協議ということで進めております。ただ、これから配置によっては、国道側に面するという可能性もないわけではございませんので、あわせて河川国道、国側とのご指導もいただきながら進めていくということになります。あくまで道の駅というものは、まだどういう規模をつくるかということは今検討中ですけれども、あくまで町が整備をするという基本には変わりがございません。したがいまして、そこによく一般的に食堂があったり、地元の野菜を売る直売所があったり、そういう付帯施設をたくさん網羅したそういう道の駅というようなことには今のところは考えておりません。スタンダードな簡易パーキングというようなイメージでございます。

それから時期的なことなんですけれども、町開きというふうに申し上げておりますけれども、基本的にはその土地を造成が終わりまして、どうぞお使いくださいという時期を町開きとい

うふうに町のほうとしては考えておりますので、その観点からすれば平成27年、あと1年ぐらいというようにイメージをしてございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 課長から説明ありましたが、私一部の資料をちょっと見たんですが、いわゆる道の駅というのは、一般的には高速道のサービスエリアとかパーキングエリアとか、そういった公的な休息施設だと言われております。一般道でももちろんありますけれども、道路の駅としてドライブに利用され、鉄道のターミナル駅のように安心して立ち寄れるに加え、ドライバーと地域との人々の情報発信、あるいは道の駅を介して地域の連帯感を結び、地域活性化に結びつけるということがあわせ持つと言われております。道路施設、原則としては今課長がお話したとおりですね。大きな駐車場とトイレが24時間使えるような態勢であれば認可といいますか、そういったことも言われておりますし。近年は道の駅に、例えばさつき言ったトイレとかレストランとかそういったものほかに車の周遊施設、あるいはEV車の充電施設とか、あるいは休息所、お休みする宿泊施設もあるようなところもあるそうですが、それはそれとしてとにかくドライバーのオアシス機能を持つものだということで、東北には142カ所あるそうです。この間、福島のほうに2つほど、「からむし織りの里しようわ」と、それから「あいづ湯川会津坂下」の2つが登録されたことで、144カ所になったそうです。本町初めての高速道路の直結という中で、先ほども何度もお話しているとおり、やはり道の駅では相当予算規模もかかるとは思いますが、そういったことも今後の課題として取り組むべきではないかと思いますが、そういったことのお考えは今後どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基本的には、山内議員おっしゃる内容でほぼいいのかなと思います。先ほど申し上げましたように、道の駅の中の構造をどのように形づくっていくかということは、今検討中でありますけれども、振り向けるやはり財源というものが限られておりますので、そこをやっぱりベースになると思います。

それからあとは、駐車場に大きなゆとりを持たせなきゃいけないんだろうと、これはグランドデザインの基本コンセプトが回遊性であるとか、あるいは海岸部への動線というふうな部分がベースになっておりますので、そのためにはやはり歩いていただくというコンセプトになりますので、やっぱり駐車場はしっかりととりたいと。そのスペースを道の駅の機能として大きく生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 巨額な予算をかけるということはもちろん私、提案するものとしてしっかりと考えてはおりますが、なかなかそういうても何もかにもってい、つくななければならない、整備をしなければならないという、そういった状況ですのでそれはわかります。ただ、さっきちょっとお話を聞いたんですが、町開きというのはいわゆる土地を造成して、あるいはかさ上げした土地を整備して、そしていわゆる分譲ですかそういった、私の言い方が悪かったら申しわけございませんが、そういった中での町開きというのが意味するとちょっと聞こえたんですが、それでいいんですかね。

それから、道の駅というのもやはり上物というか箱物といったものは、なくとももちろんいいはずなんですが、それとあわせてその町開きのほうも、どうやら上物がなくてそのまま引き渡すというか、民間の方、あるいはそういう企業の方にお渡しするっていうその段階が町開きなんですかね。その辺ちょっともう1回確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町開きに余り、そんなにこだわる必要はないのかなと思います。要は、そこにもう上物が建てられるよというきがそういう時期だということで、受けとめていただければそれでいいんじゃないかというふうに思います。

1つ申し上げておきますが、どうしても道の駅というと、多分の山内昇一議員もイメージとして、多分池月のようにどんと大きなものができる、それで道の駅という。そうではなくて、ある意味考え方によってはその場所に、もちろん駐車場とトイレはつくりますが、その場所に今度新しく商店街が形成になります。それを含めたエリア全てを道の駅という捉え方ということも、考え方としてはあるだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町開きという部分のその考え方なり定義というお話をなんですが、これは庁舎内でのある意味志津川市街地整備のキャッチコピーといいますか、そういう意味合いで捉えて日々の業務で使ってまいりました。庁舎内でも何をもって町開きというような議論は、実はかなり前からいたしました。議員おっしゃるように、たくさんのお店が立ち並んで、そんな中に道の駅も使えるようになってというふうなのが町開きではないかという意見ももちろんありました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、土地をお使いくださいという条件がくるまで1年以上かかると。さらに、そこからその建物をつくってということになりますと、これは個人がつくる建物もあれば、町がつくる建物もあればということで、それぞれその建設の主体ごとによって時期が変わりますので、町民の方に少しでもその復興

というものを実感していただくという観点からすれば、やはり土地利用ができる、基盤整備が整ったということを町開きという大きな目標に据えようということにしたものです。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私の思いといいますか、あるいはその町の考えを聞いて今思ったのですが。一般論として、町民の方もそうだと思いますが、普通その土地を見せて町開き、あるいはその道の駅だと、極端な言い方ですよ、そういったことではなかなか理解しがたいところがあるんだと思いますが、今説明をして十分わかったわけではないですが、何とか少しは理解できたのかなと思いますが。今後、そういったその町民に対してもそうなんですが、こういった町開き、道の駅の構想、あるいはそのほかの上物いろいろ公共施設、八幡川右岸、左岸にできるわけなんですが、そういったものを見た場合、全てそのいわゆる上物というものがない状態で引き渡しするのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ゾーンにつきましては、できた都度順次お引渡しをするということで、五日町、それから大森地区、そこを先行してということでございますので、第3、第4のゾーニングも時間をかけないで早目に供与できるようにしていくと、そういうことでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 先ほど、前段でお話したように、いわゆる我々一般ドライバーとして走っていた場合、いわゆるそのサービスエリアとパーキングエリアと先ほどもお話したと思いますが、やはり何もないトイレ休憩ぐらいで終わってしまうんですね。それからやっぱり、パーキングエリアですね、それでサービスエリアとなれば休憩しようかなとか、あるいはそのお店に何かあるかなみたいな、そういったことで来るお客様も多々あると思います。だとすれば、やはりその例えば道の駅にしてもやっぱりもっと町の顔として、南三陸町といったものがはっきりわかる、いわゆる県内外から来るお客様に対して、そういったイメージもうですが施設整備といったことも私は重要だと思います。それはもちろんすぐにできなくてもいいと思いますが、こういったもののいわゆる今後の管理とか運営とか、あるいはその設備の今回整備する予算といったのは、どういった流れといいますか、そういうふうになるんでしょうか。その辺、ちょっとお話できれば。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 五日町の商業観光ゾーンを中心としたというようなお尋ねになつて

おりますけれども、まずその道の駅の部分だけということではなくて、そのゾーン一帯に行政と民間の資本が入るという。例えば、さんさん商店街の方々は今低地部におりてくるために、国の制度を使いながら運営母体となるものを組織するための今準備をやっているところで、そういうところは民間のまちづくり団体などの運営になるというふうに思いましたし、それから道の駅の管理とかそういうことは行政側の管理というふうに、ゾーンごとに使い分けは変わってくるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれど、ある意味簡単にイメージできるのは、今のさんさん商店街のあたりをイメージしていただくと、まさしくあれが道の駅として捉えてもおかしくないと思います。十二分に商店も張りついており、それから駐車場もあります。ポータルセンターのように集会の施設もございますので、あれがまさしく道の駅と指定してしまえば、ある意味道の駅だというふうに思います。これから町開きをしながら、そういう道の駅等々の整備ということになりますが、イメージとしてそういうことも1つのイメージだということを頭の中に入れておいていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私も今度産建で、いわゆるその豊岡市といいますか城崎温泉のほうを視察に行ってまいりました。そういう中で、1ついわゆる外湯の発祥の地ですかね、日本の発祥の地だと言われておりました。そういう中では、いわゆるその1件だけで入浴しないで、券を買えばどの温泉宿泊所に行っても安い券で入浴できるといったことで、何を狙っているかというと観光協会のほうでは、1件だけ儲けないという、あるいは1件だけだめになったりすることを防ぐ、グループでその共同運営して共同でその町を盛り立てようといったような考え方のようでございます。そういう中で、今町長お話したことは私も同感できると思いますし、ただ私の言いたいことは、一般論ですね、あくまでも一般論でそういう道の駅とか、あるいは町開きといったことが町民に対して素直に、ああそうですかというふうに理解できないのかなといった方もいるんではないかなと、私も思ったのでその辺理解できるようなご説明をして、今後そういうことを進めてもらいたいなと思います。

それで、もう1つは、いろいろ聞きたいことがあるんですが、今回こっちの道の駅というタイトルにしましたので、その辺に集中させたいと思いますが。この道の駅、あるいはさっき言いました6次産業化に向けて、いわゆるせっかく県内外から来たお客様に対して、いわゆ

るその風景とか、あるいは今度国立公園になりますか、そういったこともあわせて風景を、ロケーションだけを見せるのではなく、やっぱり地元の食材、海の幸、山の幸、さっきもお話ししましたが、そういったことの提供もやっぱりちょっとぐらいあっていい、そういうコーナーがあってもいいのかなと。あるいは、そのことによって町のほうにお客さんが流入して、先ほども言ったように町のいろんな商店を歩くような、そういったインフォメーションといいますか、そういったことの案内所といいますか観光も含めですね、そういったことの設置も今後必要だと思いますし、その辺はどうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、道の駅設置ということになれば、インフォメーション機能のある施設といいますか、そういう場所というのは必要だと私も思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それは当然、町機能といいますか道の駅ではガイド役も含めてありますから、そういったことはどんどん進めるべきだと思います。

それで、今回新しいまちづくりのトークセッションということで、新聞にちょっと載っていたのを拾ってきたのですが、いわゆる隈氏が、読んでみます。「隈氏が魅力的なデザインの町には外から人が集まるということで、諦めずに夢を持ち、そして正のスパイラルに生み出してほしい」ということに対して町長は、「南三陸から歩むすばらしいモデルが覚悟して具現化に取り組む」簡単に私、言いましたが、取り組むというお話のようなことを言ったそうですが、ここに同僚議員がお話をいただいたときに腕の見せどころのようなお話を言ったようですが、そういったことと同義なのか、その辺のお考えがありましたらひとつ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具現化に向けて頑張っていくことの覚悟であります。

○議長（星 喜美男君） 10番議員、もっとマイク近づいて話してください。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 町長のその、いわゆる意気込みといいますか、そういったことがちょっと感じられたと思います。しかし、その意気込みが廃れないように今後も実現に向けて歩みを進めていただきたいと思います。いわゆるその人口減とか、そういったことのマイナスイメージは全て新しい町が、ある意味遅いといいますか、ほかから見れば早いとは思いますが、やはりその当事者から見れば遅いといった一言に尽きると思います。ぜひ、やっぱりすばらしいまちづくりを進めることができ人口減、それから逆に人口増に、そして活性化につながるものだと思いますので、最後にもう一度町長にそういった意気込みといいますか、お話をお願ひ

します。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 新聞報道等、あるいはニュース等で取り上げられて多くの方々にごらんをいただいて、ご期待も寄せていただいているというの十二分に認識をしてございますので、ある意味このデザインを実現化できるような形の中で、我々としても一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 陳情2の1 避難未来道に関する陳情書について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、陳情2の1避難未来道に関する陳情書を議題といたします。本陳情について、産業建設常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま事務局長をしてご説明あったとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告に対する質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議会に出されました陳情書、産業経済常任委員会に付託をしてその委員会の結果が今報告されたわけであります。採択という結果になりました。それで、その委員会の意見なんですが、町道として認定し整備するに当たってはというような文言であります。最初に町道と認定をして整備をするという順番なのか、それからこの陳情書はまずもって整備をして将来町道にしてほしいというこの陳情書なんですよね。ですから順番が、この意見を順番がどういうふうになっておるのか。最初に町道として整備するということなのか、そ

の辺が陳情書と逆なのかなという感じを今したものですから、委員会の考え方といいますか、その辺の順番どうなのか。先ほど言いましたように、陳情書はまずもって整備をしていただいて将来的に町道として認定していただきたいということです。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 意見に書かれているとおりでございますが、我々委員会としては町道と認定することが優先されると思っております。そのことによって、整備を進めるといったことの話でございます。その辺、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますとですね、その整備に係る費用は町がやるのか、地域でやるのかという。

○議長（星 喜美男君） それは、委員会報告に対する質疑ではありませんので。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにないようでありますので、これをもって。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その意見でありますが、土地所有者の無償提供が前提になるんだというようなことで今採択すべきものというふうに決定したようですが、そういうその町道、新たな町道をつくるといいますか、場合に、無償ということは昔は無償で農道なんかつくったもんだけれど、今は無償であればつくる、無償でなければつくらないと、そういう何かがそこにあるのかどうか。必要であれば無償とか、有償かかわりなくつくるんだろうと思いますがね。その辺がどういうような当局をして、これどういうふうになっているのか。委員長にこれ質問をするということなんだけれども、そこら辺も指導を受けながら意見をつけたんだろうと、付したんだろうと思いますがね。その辺がこのまま道路をこれは必要なものですから、寄付さえすれば道路はどこでも出るのかなというふうに思われても困るので、その辺を。これは当局で討議してもらってもいいんじゃないのかな。委員長、何でもわかれれば委員会から。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） この付託案件を精査したところ、一方では土地所有者はやはり急な事態でしたから無償もやむを得ないみたいな話があったんですが、やはり日にちがたってきますと、いろいろ問題も出てくるんであろうということの中で、一本化を狙ってといいますか、1つのことでやはり意見は1つにして協力をもらえるということの前提で町道認定をして工事を進めるということになりました。それで、今回の事業はやはり町としてかなり工事費が

あつたりすると、やはり町の負担もかなり大きくなります。工事費測量とか、あるいはその土地取得にかかるいろいろの諸経費も踏まえて、やはり利用者の人たちの負担ということもありまして、できるだけ一本化にして合意形成を図っていただいて地域の話をまとめていただくということが前提で町道にしたいというような考え方でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今、委員長に対しての質問ですが、この当局にもちよこっとこの点について、ちょっとその考え方を伺いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） あくまでも経過と結果についてということで。

○9番（阿部 建君） 重要なんですよ、これは。今ね、土地ならっていうのもあれなんですか  
れども無償という、道路をつくるんであれば無償でいいですよと。無償であれば道路をつくりますよというんであれば、道路がいろいろ今後つくっていただきたいという、私の地域にもいっぱいありますから、そういうような関係で今お伺いしているんですがね。その辺が、現在はどうなっているのかなと。そういうことを思って。採択したからやらなきやいけない  
というもんでもないです。採択したら余りやってないようでもあるしね。その辺の考え方について、伺いをしたい別に答弁してもいいんでねえべか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時27分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは再開いたします。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情2の1を採決いたします。本陳情に対する委員長報告は裁決すべきものでございます。本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情2の1は委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

---

日程第4 報告第1号 平成25年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に

について

○議長（星 喜美男君）　日程第4、報告第1号平成25年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました報告第1号平成25年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成25年度予算のうち、3月定例会及びその後の臨時会において繰越明許費のご決定をいたしました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、これを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　それでは、報告の第1号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

表頭に、平成25年度の一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この表に列挙してある20の事業がございますけれども、本年3月2度の補正予算において繰り越しを認められた予算が、実際どれだけの金額が繰り越されたのかをあらわした表でございます。議会に対し報告する根拠につきましては、町長提案説明で申し上げましたが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したときは、翌年度の5月31日までに、本年5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に報告しなければならないと、そういう規定がされている地方自治法施行令第146条の規定に基づくものでございます。

表の表頭の金額欄がございますけれども、この金額欄は予算で設定した限度額でございます。隣の翌年度繰越額、これが実際に平成26年度へ繰り越した金額でございます。限度額の金額欄合計が78億1,930万4,000円に対しまして、実繰越額は76億2,320万1,101円でございますので、実繰越率は97.5%でありました。

また、財源内訳の中で既収入特定財源、これは既に平成25年中に収入した国庫補助金等でございまして、未収入特定財源これは事業完了後の平成26年度に収入を見込む財源でございま

す。したがいまして、繰り越し財源の予算として、現金尻で平成25年度から平成26年度へ送るものは既に収入した既収入特定財源、これと一般財源の合計額19億7,131万8,251円となります。これを特定財源の繰越金として平成26年度へ繰り越しをいたしました。

最後に、各事業の完成予定を申し上げたいと思います。

まず、海岸保全事業、平成27年2月。保育所等災害復旧事業、26年7月。漁港施設災害復旧事業、27年2月。公共土木施設災害復旧事業、27年1月。戸倉小学校災害復旧事業、27年3月。保育所等の複合化多機能化推進事業、27年2月。漁港施設機能強化事業、27年2月。被災地域農業復興総合支援事業、26年8月。シロサケふ化場設計委託事業、26年7月。卸売市場施設設計委託事業、26年9月。水産加工場等施設整備事業、26年6月。ほぼ完成でございます。志津川地区復興整備事業、26年9月。建物移転調査事業、26年12月。道路事業、26年6月。災害公営住宅整備事業、26年6月。津波復興拠点整備事業、26年6月。志津川地区都市再生区画整理事業、26年7月。防災集団移転促進事業、27年3月。地域資源活用型施設整備調査事業、26年7月。志津川中央地区測量調査事業、26年8月。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長のほうからいろいろと説明がありまして、この26年の7月、9月、6月、12月といろいろあったんですが、進捗状況できればこれも一緒に。それで、これに間に合うのかどうか、それが心配なものですから。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、進捗状況について申し上げたいと思います。

まず、海岸保全事業が5%。保育所等災害復旧事業、5%。漁港施設災害復旧事業、20%。公共土木施設災害復旧事業、5%。戸倉小学校災害復旧事業、40%。保育所等の複合化多機能化推進事業、5%。漁港施設機能強化事業、60%。被災地域農業復興総合支援事業、20%。シロサケふ化場設計委託事業、70%。卸売市場施設設計委託事業、50%。水産加工場等施設整備事業、これは100%終了してございます。志津川地区復興整備事業、60%。建物移転調査事業、40%。道路事業、90%。災害公営住宅整備事業、70%。津波復興拠点整備事業、48%。志津川地区都市再生区画整理事業、60%。防災集団移転促進事業、90%。地域資源活用型施設整備調査事業、30%。志津川中央地区測量調査事業、60%という内容でございます。進捗率の低い事業につきましても、本年度完工を目指して努力してまいるというふうに考えてご

ざいます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに、3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。12番の復興費、復興土木費の中の災害公営住宅整備事業、70%の進捗率となっておりますけれども、8月入居予定となっておりますけれども、あと約30%を7月までに完了予定でよろしいでしょうか。町民の方に周知、聞かれた場合、できまますというようなことを、できるかできないのかということを聞かれた場合、大丈夫間に合いますということを言いたいと思いますけれども、その辺答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ただいまの災害公営住宅整備事業の進捗率と実際の状況というお話をございますが、今回25年度で繰越明許をしておりますのは、志津川地区の災害公営住宅の基本計画策定業務が主なものでございまして、その策定業務につきましては進捗率が70%ということでございます。あくまでも建設事業とはまた別なものでございますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

なお、入谷、名足地区につきましては、予定どおり7月末完成を見込んで進めてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第5 報告第2号 平成25年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第2号平成25年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成25年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成24年度に繰越明許費とした予算のうち、国、県等関係機関との調整に時間を要したこと及び事業者において建設資材等の確保が逼迫したことから、年度内の事業完了が困難となつた事業について事故繰越と決定し、事故繰越繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求める。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、次に報告第2号の細部説明をさせていただきます。議案書の4ページをお開きください。

平成25年度の一般会計事故繰越繰越計算書でございます。事故繰越の場合にも地方自治法施行令の規定によりまして、明許繰越と同様にその同じ手続きによりまして議会への報告義務がございます。

今回、公共土木施設災害復旧事業と水産加工場等施設整備事業のこの2つの事業につきまして事故繰越とさせていただきました。

これら2つの事業は、平成24年度から平成25年度へ明許繰越をしたものでございましたが、さらに平成26年度へ繰り越したものでございます。

まず、公共土木施設事業はその内容は全て設計業務に係るものでございまして、説明欄に記載のとおり町道と国・県道との接道の調整に時間を要したために、やむなく事故繰越としたものでございます。完成予定は、平成26年10月末日を予定してございます。現在進捗率は、5%でございます。

次に、水産加工場等施設整備事業は、水産加工事業者に対する補助金事業でございます。これも説明欄記載の理由によりまして、事故繰越とさせていただきました。完成予定は平成26年6月末日を予定しております。現在進捗率は、51%でございます。

繰り越し総額は、6億3,550万6,850円でございますが、その財源としてこれも現金尻で平成25年度から平成26年度へ特定財源の繰越金として送るものは、繰越明許費と同様に既収入特

定財源、それと一般財源の合計額4億4,577万5,000円という形になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと確認も含めての質疑になるかと思いますけれども、この事故繰越で工事が完了できなかった場合の、以前もちょっとその話もありまして、また別に予算をとって、そして事業をやるんだというようなお話があったかと思うんですけども。それで、今のこの上段のほうの進捗率が5%だということになりますと、果たして年度内といいますか、までにできるのかと。そうなりますと、一旦この予算は国にお返しをしなきゃならないんじゃないかなと。さらにまた、新規の事業として計画といいますか、予算計上ということになると思うんですが、それは国では事故繰越で終わらなくても、その金額が確実に来る、何でいいですか、担保みたいなのはあるんですかということなんですよ。その辺が心配なんです。繰越明許で終わらなきゃいけないものは、事故繰越だと。私の認識は、何としても事故繰越の期間内で終わらせなければならないんだと、何が何でも、そういうことだったんですが何か話を聞くと、大丈夫また翌年度に新たな予算でやれるんだというふうな話もあったんで、その辺の国からの担保みたいなのがきっと打ち出されているのかどうか、確実に残ったものについての予算出しますよというふうな。その辺の確認といいますか、心配なもんですから。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、土木費の災害復旧費でございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

先ほど総務課長5%という進捗状況を申し上げておりますが、設計でございますので具体的な作業をなかなか数字としてつかむことは難しいといいますか、完成したものが5%で、既に作業がそれぞれ進んでいるという点がございます。工事であれば、目に見えてその何メーターできたのでということですぐわかるのですが、何案か案をつくりながらその中から検討して選ぶという状況でございまして、その最終的な合意を得たものとしてできているのが5%ということでございます。ですから、95%全く白紙の状態でこれから作業をするということではないので、そこはちょっとご理解をいただければと思います。

それと、今回24年度事業、25年度、それから26年度に繰り越しているわけでございますけれども、基本的には事故繰越内で完成をするというのが基本姿勢でございます。それで、前回他の件でそういうお話をさせていただきましたけれども、それはあくまでも万が一の場合と

ということでございます。ただ、今回災害査定の中では測量試験費といわれるものについては、当然必要な額は認められておりますので、当然支出できなかった分については追加で請求をするという形になります。そこは、100%大丈夫かというお話でございますけれども、そこは大丈夫なように当然やっていくということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 繰越財源について答弁を修正させていただきます。既収入特定財源と一般財源の合計額が4億6,377万5,000円でございます。修正いたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

#### 日程第6 報告第3号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第3号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成25年度予算のうち、3月定例会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申

し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細についてご説明いたします。6ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3款1項公共下水道施設災害復旧費の東日本大震災公共下水道施設災害復旧事業でございます。平成26年度への繰り越しは、4億6,680万円となります。内容につきましては、突貫下水道伊里前処理区での下水道管撤去工事等の災害復旧事業でございます。国・県道や河川の復旧工事等の工事が予定どおり進まなかつたため、平成26年度へ繰り越したものでございます。完成予定年月日につきましては、平成27年1月でございます。進捗率は、20%になってございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） ただいまの説明は、工事が予定どおりに進まなかつたと。そのため繰り越さざるを得ないんだという説明ですかね。工事が予定どおり進まないという理由が何のためだったのか、予定どおりに進まなかつたということですね。その工事が予定どおりに進んで初めてこの工事がなされるという。年度内に完了すべく計画の工事なわけです。なぜ、その伊里前の下水道管ですか、その工事が予定どおりに進まなかつたのかその理由についてお伺いしたい。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） なぜ下水道工事が予定どおり進まなかつたのかというご質問でございます。先ほども申し上げましたけれども、国の国道45号線の災害復旧工事、それから県の河川の伊里前川の河川の復旧工事が予定どおり進まなかつたので、それに伴います下水道工事が進捗しなかったということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） それは答弁になつてない、そんな答弁は。なぜ進まなかつたのかって聞いているんだから。どういう内容のもとに、国の工事が進まなかつたんだというのを聞いているんですよ。何の理由で進まなかつたのか、買収が遅れたのか、その順序を言わないのでだから、なかなかこれ大変だけれども。なぜその前の国、県の、国の工事が進まなかつたの

ですかというのを聞いているんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前段の部分、私のほうから。議員篤と御存じだと思いますけれども、改めましてご説明をさせていただきたいと思います。

伊里前地区防潮堤、それから河川のバック堤、それから国道のそれぞれ工事が予定をされております。なかなかその辺につきましては地域の合意が、この春まで合意のためにかかったということでございまして、測量それから用地の幅杭等はそれぞれ設置をしておりますが、なかなかその買収までまだ作業が進んでいないという状況でございます。それで、当然今回下水道工事を予定していますのは、工事に伴う移転する部分の復旧でございますので、当然そちらの工事が始まらないと下水道管の移設工事もできないということでございますので、多分御存じだとは思いますがよろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 合意がなされなかつたというけれども、地権者との合意ですか。そういうことを聞いているんですよ。何が原因で、その計画どおりの合意がなされなかつたのか。何かね、私も伊里前の関係なものだから聞くんですけれども、何のその音沙汰もないんですから。話し合いも何も。何のとは言いませんよ、全然とは言いませんがね。果たしてそれだけ努力しているのかしていないのか、やる気があるのかないのか、説明した内容と全然河川工事にしろ道路工事にしろ全く音沙汰ないです。呼ばれれば今度は、道路が混んでいて遅れたから、行けば係が来た、来ないと。それとこれとは内容が別だかわかりませんが、そのことについてお伺いしているんですよ。今後それではどういうふうになっていくのか、今後なされるその合意がいつごろまでなされる予定をしているのか。それだけ真剣に一生懸命やっぱりその計画に沿って、国、県のほうが、本町の職員の方が一生懸命やっているんだと思いますが、国、県が遅れたためにできないという内容ですからね。国、県のほうが遅れている内容は、地権者との契約の合意でできないと。みんな地権者は合意待っているような気がするんですがね。その話し合いがね、私はわざとという言葉はちょっと無理がありますかね、計画というそういうような、進んでいるのかどうかですね。県、国の。やっぱり厳しくそういうことは国、県に求めていったほうがいいんじゃないかと思いますよ。やむを得ない場合の、本当は今災害の時期ですから事故繰越なんていうのはそう簡単にできないんですから、本当はね。大きな災害とか事故があった場合しかできないんだから事故繰越というのは。そんな契約ができないからなんていうのは、本当は理由にならないですよ、事故繰越の。事故

繰越の内容からいければ。そういうものなんですよ、事故繰越というのは。いつごろまで、その内容合意されてできるんですか。年度内のことですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その地域の合意でございますけれども、地権者といいますか、その地域のその伊里前地区をどうあるべきかという議論が実は時間がかかっております。それで、その地域の合意を得てから各地権者の皆様に詳細を説明するという手順になっているところでございます。それで、一般的なその形とすればお示しはしているかとは思うんですが、その地域のほうで地域の皆様と伊里前、今後のあり方についての合意のためのお話し合いをこの間させていただいたところでございます。それがこの春先に、やっと一応の合意を得たということでございますので、実はその合意に基づいて実際のその道路の配置の位置の決定とかをしていくような手順になっております。今はその形はやっと見えてきました。それで、実際今度はどのくらい用地が必要かという作業になると思います。一部黄色い杭、伊里前地区の中に打たせていただきましたけれども、残っている部分これから実際現場のほうに杭を入れて、それぞれお一人お一人の地権者の皆様に事業内容を説明して、それから先ほど申されたとおりその用地の契約をするという手順になっております。なるべくその辺は早目に、合意を得ましたので作業に入るようにそれぞれお願ひをしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。ここで昼食のための暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 報告第4号 平成25年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第4号平成25年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成25年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成25年度予算のうち、資本的支出における建設改良事業について繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 私のほうから、詳細についてご説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しでございます。

1款1項建設改良費、立沢・大畠地区配水管布設工事でございます。内容につきましては、国道45号線沿いに配水管200ミリを布設するものでございます。国道45号線及び桜川を横断する水環境のため、河川占用協議等に時間を要することとなりまして、平成26年度へ繰り越すものでございます。繰越額につきましては、5,530万円となってございます。桜川の河川協議等について現在進行中でございまして、進捗状況につきましてはまだ未契約でございます。未発注でございますが、これからスピードアップを図りまして平成27年3月まで終了しますよう最大限努力をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第8 議案第70号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第70号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸し付け等に  
関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸  
し付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町有施設の屋根、屋上及び壁面を有効に活用し、民間活力による太陽光発電事業の  
推進を図りたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定  
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第70号の細部説明をさせていただきます。

条例の改正概要につきましては、議案関係参考資料を用いてご説明いたしますので、議案書  
の10ページの改正文とあわせて、議案関係参考資料の2ページをお開きください。議案  
書10ページと参考資料2ページでございます。

今回、財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例のうち、第8条別表の行政財産の目  
的外使用の使用料の規定を改正するものであります。

備考欄をごらんいただきますと、災害公営住宅屋根貸し事業実施による建物の行政財産目的  
外使用許可に係る使用料の規定の整備とありますが、改正前は建物の使用料規定のみでござ  
いました。これに固有建物の屋根や壁面に太陽光発電パネル等の設備を設置した場合、その

面積に応じて使用料を徴する規定を今回追加する内容でございます。

使用料の額については、太陽光発電設備ごとに町長が定める額というふうに規定してございますが、その理由はこの後詳しく復興事業推進課長からご説明いたしますが、この事業は宮城県が参加事業者を一括公募して進めるために、各市町で独自の金額を決定すると一括公募の際に支障になるということで、県内市町統一として太陽光発電設備ごとに首長が定める額といたしております。

なお、次の3ページの新旧対照表でございますが、これは来年10月1日からの消費税率が8%から10%に引き上げに伴うものであります、既に10%引き上げに関しましては、本条例の本体について本年3月の定例会におきまして、議案第23号で決定をいただいておりますので、今回は議案書10ページの改正条例附則第2項におきまして、太陽光設備に対しましても来年10月1日からは10%の消費税を転嫁させるべく所要の改正を行いまして、整合性を持たせているという内容でございます。

では、続いて復興事業推進課長から災害公営住宅屋根貸し事業の概要等につきまして、ご説明いたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、続きまして屋根貸し事業の関係について説明をしたいと思います。

条例の改正の概要につきましては、ただいま総務課長が申し上げたとおりでございますが、議案関係参考資料の4ページをお開き願いたいと思います。

本条例の改正に当たっての背景ということでございますが、あくまでも町有財産の有効活用という観点の中で、町の震災復興計画におきましては自然との共生するまちづくりの目標中、エコタウンへの挑戦を掲げており、その一環として取り組むものでございます。

一方、宮城県におきましても県の震災復興計画に掲げます、環境に配慮した災害に強い地域づくりという復興の重要な視点として捉えておりまして、県内21市町で整備します災害公営住宅への太陽光発電事業を全県的な取り組みとして進めるものでございます。

取り組みの方針といたしましては、宮城県が主導的に事業を進めていくものでございまして、事業者を一括して公募、そして事業選定を行うというものでございます。

本事業のメリットといたしましては、町の復興計画の実現はもとより、町として初期投資あるいは維持管理費が負担にならないなどのリスクを最小限に抑えながら一定の賃借料収入、あるいは停電時の太陽光の電力利用というものが挙げられるかと思います。

賃料、いわゆる賃借料につきましては、宮城県におきまして事業性が確保されると、調査で行なっております1平米当たり年間50円を目安として公募するという予定でございます。本町におきましては、既に基本計画がまとまった入谷、名足、増沢、伊里前、戸倉の5団地をエントリーして事業参加をしたいというふうに考えてございます。実際に使用される住宅、あるいは面積などによりまして増減はいたしますが、年間20万円程度の賃借料が収入として入ってくるものでございます。なお、記載はございませんが設置、撤去のそれぞれ1年ずつの工事期間も含めまして、22年間という貸し付け期間を見込んでいるようでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、先ほども申し上げましたが宮城県におきましてことし中に事業者を決定し、事業者のはうは発電事業にかかる各種手続きを経て、設置工事を行い、27年度末ごろには発電事業として開始する予定というスケジュールで進める予定となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1番後藤です。

太陽光発電を導入して、屋根貸し事業であるという趣旨の説明だったかと思います。ちょっと気になるところを何点か伺いたいと思います。

議案参考資料の4ページ、5ページにいろいろと詳細が載っておりますけれども、4ページのほうの事業のメリットの中に、エコタウンの挑戦の推進とその後に復興のシンボルとなるという表現があるんですけれども。これは太陽光パネルを設置することがどういう意味で復興のシンボルとなり得るのかということをちょっとご説明いただきたいということがあります1点。

それから、災害公営住宅の屋根、壁面を利用するということですけれども、資料の5ページに写真が載っているので恐らくそうだと思うんですが、その集合型と戸建て型のタイプの屋根にも取りつける計画であるというふうに思うんですが、その戸建ての災害公営住宅の屋根に太陽光発電のパネルを乗せる設計といいますか、強度的なものというか、乗せて大丈夫なのかということをちょっと確認してあるのかどうかということを伺いたいのが2点目。

それから、停電時にはその中にお住いの方が、日中であれば発電している電力をそのまま家庭内の電力に流用できるような表現があるかと思うんですけれども。私が実は太陽光について調べた範囲では、それぐらいの発電量が本当にあるのかと。例えば、日中さんさんと照り

つける太陽のもとであれば、たとえ停電が起きても日常生活に支障がないような電力が本当に発電できるものなののかどうか、そういう性能のものがあるのかどうか。そこをもし御存じでしたら伺いたいと思います。

ですので、3点お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、1つ目の復興のシンボルという意味合いという部分でございますが、町としても先ほど申し上げましたが、エコタウンへの挑戦あるいは大目標で自然との共生するまちづくりという目標を掲げている中で、町としての復興事業に対する1つのシンボル的存在になっていくと。宮城県といたしましても、それを1つの復興のシンボル、象徴的なものであるというものを掲げているところでございます。

2つ目の、戸建てに構造計算的な屋根の構造計算という部分でございますが、一般的な部分でお話すればという部分もございますが、これから事業選定に入っていく上でその事業者によって太陽光パネル等の加重等も違ってくるということで、一定の想定はしておりますが、あとは事業者が構造計算を行った上で設置の可否を決定するような形になろうかと思います。

それと、3つ目の発電量がいわゆる非常時に全ての部分をまかなえるかという部分については、恐らく難しいものだと思います。非常用電源という形の中で、一定の部分にコンセントを設けて、そこから電力を使うということでございますので、建物の家屋の中にそうなったときにすぐ電力供給ができるような配線というものは行わず、あくまでも非常用電源という形の中で利用をするという方向性で考えているようでございます。ただ、その部分につきましてもある程度非常時の電源利用については、プロポーザルのときのまず条件として掲げますが、プラスアルファの部分についてはそれぞれの事業者の提案によるものという形で判断をするというお話を伺っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 3点お答えいただきました。2点目のその構造の問題は、一軒一軒まだ精査していないという、精査していないというか今後精査して検討していくと。その事業者も決定していないので、どういうパネルがつくのかというのもその話し合う相手が決まっていないという段階であろうというような認識はするんですけども。であれば、貸せなくなることもあり得るということだと思いますので、その点だけ一応確認しておきたいということと。

その復興のシンボルというのはどういう意味ですかと聞いて、いや復興のシンボルなんです

って返答をいただくと、全く質問の意味をなしていないのでいかがなものかとちょっと思います。3点目とちょっと関連するんですけれども、本当に復興のシンボル、災害に強いまちづくりをしていくんだということのシンボルになるんであれば、これがあるから非常に少しでも助かるんだよという裏づけがない限りはシンボルと言えないと思うんですけれども。それ今、お伺いしたお話だと私も認識しているとおりで、例えば非常用のコンセントが1個、2個使えると。例えばそこで携帯の充電ができるとか、ポットでお湯を沸かせるとかいうことはできるけれども、明かりがつくとか、冷蔵庫のものが腐らなくなるとか、エアコン使えるとか、そういうことにはならないということは、多少のほとんどスズメの涙ほどの利便性は確保できるけれども、災害があってもこれがあるから大丈夫だということには全くならないと思うんですね。それをもって復興のシンボルであるというのが、すごい論理が飛躍しているように感じるんです。エコタウンへの挑戦とか、その災害に強いまちづくりということには反対しているわけではないんですけれども、その太陽光発電もパネルは設置することが相対的にというか、そこの1つの事例ごとでやんや言うんじゃなくて、全体としてそちらの方向に進んでいく、それに少しでも寄与しましょうという意図はわかるんですけども、実際はこうなんだよということはちょっとある程度こちらも認識しておかないと、誇大にというか誤った解釈を町民の皆さんに与えかねないんじゃないかなと思いますので、ちょっと聞いていたださせていただいております。なので、ちょっと先ほどのは答弁になっていないと思いますので、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 確かにご指摘のとおり、飛躍的な表現であるという部分は確かに否定できないものであろうと私も思っています。ただ、町といたしても県といたしましても、再生可能なエネルギーを使っていくという部分を被災を受けた方々が入居するその建物を活用するという部分では、見た目でも1つのシンボルになろうかと思います。なかなか抽象的な表現ですので、うまくお話はできませんが、確かに全ての電力がストップになつたときに太陽光で全てを供給できるような状態であれば、それは確かに議員ご指摘のいうようなお話にもなるかと思いますが、それを全て賄わせるという部分になりますと、災害公営住宅の屋根という部分では当然発電量は見込めませんので、それを1つのエコタウンという部分の象徴的なものにしていくという捉え方でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ご理解いただきたいという発言ですけれども、理解できないわけではないんですけども、もうちょっと突っ込んだ話をすれば、太陽光パネルを置いて恐らくこれ全量売電ですよね。ということは、その事業者の方が土地というか、その太陽光パネルを設置する場所を借りて、そこで発電した電力というのは電力会社が売るわけですよね。それで売ったお金というのは、事業者のもとに入る。ただそのかわり賃料を、試算だと20万円程度だということですけれども、土地を貸している、屋根を貸している我々南三陸町に入るとということで間違いないと思うんですけども。だから、その屋根を貸す我々として手に入るものはその賃料だけですよと。ただ、その賃料入ったからにはそれは町の財産としては有効に使うんだという表現をしていただいたほうがすっきりするといいますか、災害時に役に立たない、役に立たないというか、こちらが期待するほどの効果を望めないものに対してシンボルであるという言い方をされるといかがなものかとやっぱり思うわけです。ここはちょっと堂々めぐりになっちゃうんで、なので今言ったようなその売電をしてその安定した賃料、その発電量にかかわらず賃料は一定ですから、その一定程度の収入は町にあると。それを復興のためであるとか、町の皆さんの行政サービスに使っていくんだということで間違いないんであれば、それをお認めいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 強いて言えば、そういった形の使い方になるかと思いますが、説明の前段で申し上げましたがあくまでも町有財産の有効利用の1つだという部分が大前提でございまして、あとは後藤議員が質問の中でおっしゃっている部分で理解をしていただけばなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

関連して、ただいまの屋根貸しの件ですけれども、太陽光発電今私の認識の中では20年ほどというな、設置してですね。そういう耐用年数ではないかと思われますけれども、今これからつくるものは何年になるかわからないんですけども、交換時期、切りかえの時期が来た場合、その経費というのはどちらでもつような、その辺お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 屋根を貸すのは行政側でございますが、発電行うのは収益事業の中でございますので、そういったパネルの交換でありますとかそういったものは全て事業者の責務で行っていただくということでございます。ちなみに、お貸しする期間は先ほ

ど説明の中でお話しましたが、設置する期間1年間、撤去する期間1年間、そして実際に発電を行って利活用するのが20年間ということで、合計22年間を想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると22年間もつという理解をしますけれども、そうして契約し直し、例えば屋根の上のものの交換っていうのもも、そのとき電力さんのほうで一切経費をもつ事業主ということで、電力会社さんのはうでもってまた契約し直すという形になるんでしょうか。20年過ぎて。もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 設置する経費、維持管理費、撤去する経費、それについては、発電事業者が全てを責務を担うということでございます。ちなみに発電事業ということは、電気を売るという売電事業の1つでございまして、電力会社に事業者が、太陽光での発電事業の事業者が電力会社に電力を売るという事業でございますので、設置する我々行政側としては場所を貸し出すというだけの部分が今回の焦点になります。あくまでも維持管理費、交換費用、そういうものは全て事業者が担うというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると事業者が別にいて、東北電力にその売電をして、経費はこれから契約するであろう事業者ということになると思います。それで、その20万何がしのお金が毎年入るというようなそういう認識でよろしいんですね。はい。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

本当は、屋根貸しをするために集合住宅にしたのかとお聞きしたいんですけど、質問は2件。売電事業の先行きというか、買い取り単価の今後の見通し、これは業者のほうのあれなんでしょうけれど、例えば20年続けられるかという、これを決断するに当たって当局というか見通しを伺いたいと思います。

あと第2点目は、この参考資料にあったような戸建ての部分にも取りつけて屋根貸しをするということなんですが、戸建ての場合払い下げも検討しているということで、特に復興関連ですとその払い下げのできる期間が短く、早目に払い下げができるということなんですが、その払い下げたときの取り決めというか、細かいようなんですがその点どのように考えているのか、2点伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目のご質問でございますが、そのために集合タイプという部分ではございませんで、議員が2点目でご質問したとおりあくまでも戸建て住宅も、まずは町としてどうぞ使ってはどうでしょうかというエントリーはさせていただくと。ただ、設置するかしないかは、あとは事業者の判断に委ねるという形になると思います。

それと、売電の価格については、年々少しづつ価格が下がってきてているというのは議員御承知かと思います。ただ、これがなぜ下がっているかといいますのは、太陽光パネルそのもののコスト等が下がってきてているがゆえに、この買い取り価格というのもも合わせて下がってきているというものでして、あくまでも売電価格をゼロになるとか、極論ですけれども、そういう形ではございませんので、最終的にも一定額で多分電気を買い取るという価格にはなろうかと思います。あくまでも、そういう設備費がだんだんコストが下がってきているということもあって、売電価格も当初平成24年度参入のときには20年間で1キロワット当たり40円と、現在のところは34.56円という価格まで低くなっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「戸建てのやつ」の声あり）復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 失礼いたしました。戸建てにつきましては、全て払い下げになるかどうかは別として、そのときに当然所有者というものが発生しますので、その方と改めて事業者側で協議をするという形になろうかと思います。そのまま入っている方、払い下げを受けた方が売電の1つの収入を得ながら貸すということもありますし、撤去してほしいということで事業者のほうはその要望に真摯に答えて撤去するという場面もあるかと思います。これから入居等に当たってもですが、そういう屋根貸しの事業というものをやっていきますよというのは、入居予定者にもお知らせはしていくことになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 売電価格については、わかったんですけど、ただ下がっているのはパネルのコストの関係ということなんですねけれど、実はここ海沿いで、今の性能はどうかわからないんですけど、塩の害で案外耐久性に難しいということがあって、それが例えば今の性能で20年もつんでしたら、業者というか、やる業者のほうも採算が合うんでしょうけれど、それ以前もたなくて、何というんですか、また設備かえするとなると再三コストの面でどうなのかと。これは心配しているんですけど、その点どのような考え方なのか伺いたいと思います。

あと、払い下げのときの取り決めなんですかけれど、当然その業者との協議なんでしょうけれど、町で今のところ無償で屋根を貸すというんですが、今度払い下げたその、戸建てを払い下げた所有者のほうは無償でいいのか、有償なのか、その取り決めというか、ある程度決めておかないと難しいんじゃないかと思うので、そのところもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 余り太陽光のほう、設備そのものに余り詳しくはないんですが、当然、事業者のはうは塩害対策というものを兼ね備えたもので、この辺に設置するとなればそういう対策を講じた上でやるものだと思います。ただ、随分新しいおうちも当町の中でもかなり太陽光パネルを掲げているというような実情もございますので、それなりに製品として塩害対策というものにも当然対応して商品として納めているのだろうなというふうな認識でございます。

それと、払い下げのときの有償無償については、これも事業者の提案によるものであると必ずこうしなさいというものを、どうしても公募の条件につけますとなかなか範囲が参入事業者も少なくなるということもございますので、ある程度いわゆるプロポーザルでおきましては、プラスアルファの加点部分になってくるんだろうなというふうに思われます。

なお、宮城県としてはもう既に県有財産の有効利用ということで、県有財産の屋根貸し事業を行ってといいますか、事業者を公募しているようでございまして、かなりの事業者の参画というものが見込まれているというふうな情報を耳にしております。恐らく、20年間という1つ安定的な場所であるというところが1つのメリットなのかなということで、事業者が多くなっているということでございますので、当町におきましても全てに太陽光パネルが設置されるかどうかはわかりませんが、いずれ県としても公募条件の中に一自治体に必ず1カ所以上はつけるということを明記するというお話をございましたので、町としても町の財産の有効活用と観点の中では利活用が広まっていただければなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 確認の意味で、屋根貸し事業公営住宅で公共の目的外使用ですか、これをするには条例を改正しなければならないというようなことなんですが、この対象施設といいますか、公共のその、ここではその公営住宅だけをうたっているようでございますが、5番の対応という云々というようなこういうその条項には、その公共施設の屋根貸し事業が可能となるというような5番ですが、その他の公共施設は対象になるのかならないのか。

それからそのメリットの中に、日中であれば停電時のその電力利用が可能になるということなんですが、これはもちろんその普通の停電だけじゃなく災害時の場合でも日中はそれ可能になるのかな。その辺あたりですね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、1件目のその他の公共施設の部分についてはどうなのかというご質問でございますけれども、条例のつくりとして災害公営住宅だけを指しているのではございませんで、町で持っている固有財産全てを指してございますので、太陽光パネルを乗っけても十分な強度を誇れる建物であれば、またそういう事業者がもし参画したいというようなお話があれば、それは県の事業とは別で恐らく町のほうでも考えていかなくちゃいけないのかなと思いますけれども。繰り返しますけれども、条例上のつくりとしては固有財産全てを指しているというふうに考えていただいて結構でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 2点目の、災害時の電力利用ということでございますが、あくまでも一般家庭で行っている余剰売電事業ではなく、太陽光で発電して電気を全量売電するという事業でございまして、災害時には日中はその太陽光のパネルからの電力という形で使わせていただくというのが大前提ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 全施設、全公共施設が該当になるというようなことでありますので、あるいは市場の建設も予定があるわけですが、市場の場合はやっぱり停電になると困る場合もあるわけですよ。その市場の屋根等も考えてみてはいかがかなというような、1つの提案でございます。

それから、その丁寧な何ていうか答弁なんだけど、端的に災害時でも使えると、そういうことでよろしいんですね。日中は。わかりました。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 利用者の漁協のほうとも、そういった利用が可能か話題に出て検討してみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この条例改正ですけれども、県との締結を結ぶということですね。この屋根貸しについては。そういう解釈でいたんですが、違うくて業者とですか。ここに県と県内市町で協定を締結した後、県が一括で事業候補者を公募決定しと、ここの解釈なんだけれど

ども。私はまた、県が入札して業者を設定して、県がその代表となって町と締結するのかなと思っていましたんですよ。町が直接業者と賃貸契約を結ぶということなんですか。であれば、何も町が業者を選定しても構わないでないかなと。先ほどお話を聞いていますと、いろんな業者が数ありますから、どの業者が我が町の屋根を借りるのか。一括というような、公募をするというようなやつだから、1社を選定してやるのか、何社かに区切って、例えば南三陸はA業者だと、女川はB業者だと、分けてその入札をするのか、その辺のところ。

それから、県にしろ、県が中に入れば安心なんですが、その業者さんと直接町が賃貸契約といいますか協定書といいますか結ぶときに、業者さんですから景気のいいときばかりではないわけです。22年間のうちで、20年間のうちで。いつのこまにか影も形もなくなった、あの会社なぞなったんだべやというようなこともあり得るわけですよ。その場合はどうなのかということなんです。その辺の契約の結び方というのか、本当は中さ県が入って、業者さんおかしくなっても県が見てくれて保証人みたいになっていれば一番いいことなんですか。直接町がやるとなると、そういったリスクといいますか。メリットは載っているんだけれど、デメリットは載っていないんでどうなのかな。

それから、私は電気のことは余りわからないんですけども、この業者さん、業者さんというか選ばれた業者さんは売電が目的だと。それで、全社いろいろと災害時には使わせてもらうというような、使えるという話だけれども使わせてもらえるというような、その辺の締結がどうなっているのか。1番議員の質問にあったように、螢の光みたな明かりで、果たして災害時に役に立つかという問題があるので。私詳しくないんですが、その蓄電器というんですかね、蓄電。今いろいろと開発されているようですけれども、そういったものを設備をしてもらって、常に充電というんですかね、満タンにした状態で、そうしますと何日間は使えるとか。そういうようなやり方もあるかと思うんですけども。そういったことも、町が発注するんじゃないから契約といいますか、約束事というのはできないんじゃないのかなと。県が入札する場合においてね。だから、いいところは県に持っていくから、悪いところリスクは町が背負うようなことではいかがなものかなと。町有財産ですから。その辺どうなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、宮城県が先導して県内自治体をまとめるといいますのは、1つスケールメリットという部分を生かすということが言われてございます。それで、事業者選定の部分については、これから公募要件を県におきまして関係自治体と協議の上定

めることに今作業をしているところでございますけれども、1つの事業者になるのか、あるいは地域ごとに区分した、例えば県内を3つとか4つとか、屋根面積の全体ボリュームも抑えた上でそういういた分割というのも考えているようでございますので、1事業者になるのか3事業者になるのか、その辺は今後の県内の全体のエントリーというか、屋根の面積に応じて事業の採算性を考慮しながらエリア分けをする場合も出てくるということでございます。

それと、蓄電池の部分につきましては、本当であれば蓄電池を常に備えてやればある程度安定的な部分は確かに確保されますが、どうしてもその設備をつくる部分で結構お金がかかると。町自体でその部分はやるとすれば、やるようになるかどうかはわかりませんけれども、その部分は業者提案に委ねると。業者のはうで蓄電池も含めて提案をしていただければ、なお評価の際の得点に影響するようなやり方を考えているというお話を伺っております。

それと、事業者の倒産といいますか、そういう部分については確かに町が賃貸借計画を事業者と、当然町の財産ですので交わしますが、その間には宮城県が仲立ちをしていただくような形で常に事業者との調整を果たしていただくということでございますので、もしそういう場面が生じた際は、県も含めて一緒に協議をしてどういう対応するか検討するということになっています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これ条例ですので、細かいところまではなんなんですが、本来はこういった具体的な目的外といいますか、目的外でも目的がきちっとしているわけですけれども、その協定書の内容なども本来は見ないとわからないことも出てくるのかなという感じするんですけども。まだそれが、これから業者との話し合いの中での協議の中で進めていくのかなと思うのですがね。その辺、その協定書の中で、要は県がどのような最後まで責任持つかということですよ。話し合いの中で進めていかなきやならないと思うんですけどもね。その問題が起きたときの担保、いつも担保ばっかり語ってんだけどね、担保をきっと打ち出しておかないと町の財産ですから。それで、そのものが例えば家賃収入が3ヶ月滞った場合には、町のものになるとか、その設備がね。極端な言い方かもしれませんけれども。そういうようなことを、きちっとやっぱり協定書の中で打ち出しておかないと、後で困りました、入りませんなんてことのないようにね。それをお願いしておきたいと思います。その辺の、町としての考え方はいかがなものなのか。

それから、私蓄電器と言ったんですが、蓄電池ですか、名称はよくわからないんですが。これはぜひ、設置していただきなければなという感じもしているんです。災害時になくてはな

りませんのでね、電気というのはね。それがなければ、本当に余り役に立ちませんからね。その際に、町が負担するだけじゃなく、協議の結果どうなるかわかりませんけれども、業者さんがもつかどうかということはちょっと難しいと思うので、その際町が負担するようなことがあれば、そのときこそ県が大手を振って、うちのほうで8割持りますから町が2割持つてくださいよというぐらいになるように、そのときこそ宮城県ということを名前を大きく出してっしゃ。やっていただくようにな。ぜひそうしていただきたい。その辺の考え方。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それぞれ、いろんな場面に応じたそのリスクのリスク分担といいますか、そういったことも今自治体と県の中で話し合いを継続してやっている最中でして、議員ご指摘しているような部分も実は自治体側から県のほうに投げかけて、こういったケースはどうなんだといった部分をまだやっている最中でございますが、いずれ事業者が入らないと判断がつきにくい部分もございまして、いずれそういった想定されるものは一定の中で整理した上で事業者を公募するという形になろうかと思います。なお、宮城県との協定あるいは事業者が決定した部分については、折を見て何らかの機会でご説明をする機会を設けたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後 1時59分 休憩

---

午後 2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部 建議員が退席しております。

---

日程第9 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立僻地保育所条例の一部  
を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立僻地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立僻地保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した町立の保育所及び保育園に通っている児童の扶養義務者の負担の軽減を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、詳細を説明させていただきます。議案書の12ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、平成25年度まで実施してきました保育所保育料の減免の支援事業について、本年度についても実施したいものというようなことでございます。財源につきましては、平成25年度までは宮城県子育て支援対策臨時特例給付金、いわゆる安心こども基金から充当されておりましたが、本年度はさらに宮城県被災した子どもの健康・生活支援対策等総合事業費補助金というようなことで補助金から充当されるものでございます。充当率につきましては、10分の10でございます。ここに書いてあるとおり、減免の対象といたしましては、東日本大震災により住家に半壊以上の損害を受けたものというようなことになっております。

以上でございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一般質問でも子育てのことについてはいろいろとお話をさせていただきました。保育料の減免、被災しておられる方の負担を軽減するということには基本的には

私としては賛成の部分が多いんですけども。1点提案といいますか、震災から3年3カ月たちまして、その内容が被災した方、半壊以上の認定を受けている方の保育料を免除するという内容になっています。考え方として、町内のその被災者に限定した考え方だけではなくて、町内の子供を健全に育成していくためにという目的であるならば、例えばですけれどもその試算ができると思うんです。その入所されている子供さんの世帯の中で半壊以上の認定を受けている世帯がどの程度の割合があって、それによって年間どれぐらいの補助金を投入するする必要があるってということを試算できると思いますので、それは例えば入所している全てのお子さんの世帯に拡充して、拡充すれば当然その被災した方にとっては若干負担がふえる、減免ゼロにはならずには幾らかは払うという。だからそれを平均にならして、その制度を適用するということはちょっと考えられないのかなということを伺ってみたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほどちょっと説明でも申し上げましたが、昨年までは県の安心子ども基金からの充当というようなことで、いわゆる大くりくりの中での充当だったのですが、国ほうではさらに被災した子供への支援を強化する必要があるだろうというようなことで、今回補助金のほうにまた振りかえになったと、そういう経緯がございます。被災した子供への支援を強化するため、総合的な支援を図ることとし自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編をしたということが国ほうでもう指針として出ております。ですから、今回は被災した方へのあくまで保育料の減免事業というようなことのくくりでございますので、考え方はあくまで被災した方に保育料を減免をしますよと、その事業にうちのほうが乗つかったというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その制度の性質上、性格上、より被災災者を救済する必要があるという判断があったということですので、もしされで今、先ほど私が言ったようなことを言うんであれば、その制度自体に意見を言ったり、その制度自体を変更を求めていく必要があるんだろうと思いますので、これはちょっと政策的な部分になるのかなと思いますので一応町長にお伺いして、どのようなお考えかということだけ確認させていただきたいということと、町内のこれは保育所、保育園のお話ですので、町内のほかにその民間の保育施設があると思います。そちらはどのような対応をする予定なのかということを、もしわかる範囲でお答え

いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度はこととして終わりだというふうに思いますので、そういった今ご指摘のように幅広く広げていくということになると、また別形の中での子育て支援という考えになるのかなというふうに思います。現時点としては、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 民間の事業者につきましては、直接県のほうに申請をして、同じような形で支援を受けると、そういうメニューがございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第72号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第72号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明議員が退席しております。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等による危険の著しい区域について災害を未然に防止することを目的として、

建築基準法第39条第1項の規定により、災害危険区域を新たに指定するため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第72号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

今回一部改正に当たって、3つの箇を追加指定するものでございます。

8ページでは、戸倉字広畠7番地の2。それと、10ページになりますが、戸倉字津の宮36番地3。それと、11ページになります。北の沢83番地1でございます。それぞれの位置関係につきましては、12ページ以降に危険区域の図面をつけさせていただいております。追加箇所の部分ですが、12ページ、13ページのそれぞれ広畠7番地2、あるいは津の宮の36番3につきましては、今回の震災で浸水し家屋が流出した場所でございます。本来、当初指定の段階で災害危険区域に設定すべき箇所であったということでございまして、設定をする際に作業段階で見落として指定をしていなかったというものです。今回改めて追加設定をさせていただくというものです。

14ページの北の沢83番地の1につきましては、図面の上部のほうに追加箇所として記載してございますが、記載前に北の沢の第1住宅、町営住宅が建っていた場所でございます。現在の名足地区の災害公営住宅を整備している部分の場所になります。この場所につきましては、危険区域の設定時におきまして災害公営住宅の整備の候補地にはなってございましたが、具体的な土地利用計画が定まっていなかったので、区域指定の状況を見きわめてございました。間もなく完成を迎えることになりますが、災害公営住宅全体における低い部分で共同菜園あるいは進入路という形に土地利用計画が明確になったということから、今後の防災意識について継続性を確保するために改めて指定追加するものでございます。土地の所有者は町でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11 議案第73号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第73号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に被災した伊里前地区に整備する災害公営住宅に係る業務施行に関する宮城県との変更協定の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第73号の細部説明をさせていただきます。

議案書15ページに記載されてございますとおり、本議案につきましては伊里前地区の中学校上団地内に整備する集合型の災害公営住宅の建設の業務施行につきまして、宮城県に委託する協定額を変更するものでございます。

金額につきましては、2億1,210万円増額し、変更後の金額といたしましては13億9,885万円とするものでございます。

伊里前地区の集合型の災害公営住宅につきましては、ことしの2月14日の第2回臨時会におきまして、協定締結についてご決定をいただいたところでございます。その後、宮城県にお

きまして建築工事部分の発注を行いましたが、入札公告後3事業者から入札参加の意向が示されたものの、改札日直前に全ての事業者が入札の辞退の申し出があったということで、入札が不調となりました。宮城県におきましては、労務単価等の高騰が大きな要因であろうということで、事前公表した予定価格との格差があるんだろうということで価格について実勢価格等を調査して価格に差があるということが、不調の要因であると認識したところでございます。そのため、当初の設計額につきまして改めて直近の県単価、あるいは部分的には実勢単価を反映し再入札に付するため、今回協定額の増額をするものでございます。

議案関係参考資料の15ページをお開き願いたいと思います。

事業の概要等には変わってございませんので、ここに記載のとおりでございます。集合タイプ2棟で50戸分、付帯施設といたしましてエレベーター等のほか集会所1棟を整備するものでございます。事業スケジュールが5番目に記載してございますが、建築工事の着手が今回の入札不調に伴いまして、当初計画と比べて着手が3カ月ほど遅れるという状況になってございまして、今後工程の見直し等も含めて検討している状況でございますが、工事の竣工、あるいは被災者への引き渡し、入居予定についてはこれまでどおりの平成27年度中の竣工引き渡しという形で進めていきたいというふうに考えてございます。

16ページ以降につきましては、土地利用計画図、配置図等をお示ししておりますが、2月の臨時会でお示ししたものと中身は変わってございませんので、ごらんいただければというふうに思います。

なお、先般ご決定いただきました戸倉団地の部分につきましても、同様のケースが想定されるということもございまして、入札行為に入る前に改めて直近の県単価あるいは実勢単価等を現在調べているところでございまして、それに合わせて県との協定額を伊里前住宅と同じように見直しを対応することになろうかと思います。その件につきましては、でき次第今後の臨時会等でご提案させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

1つの工事で2億円以上の増額ということなんですかとも、前にもあったようにその単価が上がっているということのようですかとも、その単価の中身というのは、やはり人件費

なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 人件費の部分も含まれますが、今回の工事の中でコンクリートパネルを使用する部分がございまして、そういった材料費、それと建具の工賃、いわゆる労務費部分、それと型枠工の入件費、これが非常に高騰しているということでございまして、労務単価だけじゃなく材料費についても一定の高騰が見られるということで、今回変更のご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君

○4番（小野寺久幸君） これで余計にお金がかかると、いろいろ報道によりますところのがいっぱい出ていると。病院の施設に関しても相当の増額になるんじゃないかというようなことを脅されていますけれども、この部分の補填というのはどのようになるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） この災害公営住宅整備事業そのものの財源につきましては、8分の7が復興交付金であるということで、当然2億1,000万ほど増額する件につきましても復興庁と既に調整をしておりまして、第9次で交付される見込みとなってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君

○4番（小野寺久幸君） これで町の持ち出しがいいのはないということですね。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 8分の1はどうしても使用料収入を得る事業でございますので、8分の1についてはもう本来から町の負担ということになりますので、2億1,210万円の8分の1については町としても負担がふえてしまうという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私は資料の15ページ、事業スケジュールについて伺いたいと思います。実は私、執行部の皆さん再三わかるとおり、公営住宅を戸建ての軒割りにということで再三してきましたけれども、実は先日そういった質問の町長の答弁で、こういった住宅の設計発注が済んだやつはもう手遅れだという答弁いただいたんですけど。今回、この資料を見たら発注がまだだったんで、大丈夫という可能性があるのかなという思いから、実際この議場で聞くよりもと思いまして事前に担当課に行って聞いたんですけど、その際ほぼ納得というんじゃないんですけど、この変更の可能性が少ないということを認識させていただきました。

そこで、関連でお聞きしたいんですけど、先ほど出た戸倉団地についてなんですが、そちらについてもう変更の余地が0.01%もないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 伊里前については、一旦入札にかけているということで、設計が終わってございます。それで、今回は単価の入れかえという部分での見直しということで、戸倉につきましても先般ご決定いただいたときには、もう前年度の3月には設計は全て終わってございまして、今単価を見直し調整しているという状況でございますので、伊里前の公営住宅とスケジュール的には発注時期が若干ずれますが同じような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかりました。そこで、この先をちょっとお聞きしたいんですけど、私議員になって本当に軒割りになれればという思いから、ずっと執拗に質問してきたんですけど、ここで伺いたいのは、もし当局あれでしたら、もう議員としての立場でのこの変更がきくというか可能性、何ていうんですか、見出せる段階というのがあつたら教えていただきたいんですけど。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の質問続きなんんですけど。実は私、以前いただいた災害公営住宅整備計画安全安心で快適な住まいづくり平成24年3月26日南三陸町という、こういう資料をいただいているいろいろ、どう責めたらいいのかと思って、私もいっぱい考えました。ところが、いざ議場に立ってこのような形で質問をさせていただいて、かなわないようだというのはもう薄々諦めているんですけど。そこで、先ほど今言った資料の22ページに、災害公営住宅の検討方法というのがありますし、いろいろあったんですけど、その具体的な事例というところに利用可能な敷地が限られたことから中高層の建物を多く建設したという、この神戸淡路の際の例とかを参考にしているみたいでした。そこで、私思ったのはこういった計画を立てるときに、神戸淡路のときは地震だけの災害で瓦れきを片づければその土地は使えたので、そのまま建物が建てられたと思うんです。ところが、今回の震災はこのように瓦れきを片づけても、そこに家が建てられない。そこはわかるんですけど、こういった南三陸町のような土地柄だと都会のような土地と違って、幾らでも平屋の戸建ての住宅が検討できたんじゃないかなという思いから、そういった思いから私聞いていたんですけど。これを見る限り、最初からこういう言い方は失礼なんんですけど、もうボタンのかけ違いみたいな形で私進んできたような気がしますので、そのところをもし答弁できるようでしたら、こういっ

た段階、設計の前の段階で議員としてどのような形でかかわり合えるのかということを教えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 大変、災害公営住宅について今野議員から再三にわたって熱い思いを聞かせていただいているところでございますけれども。とりわけ、災害公営住宅のこれまでの整備計画の進め方についてお話を申し上げれば、さきに23年あの年から始まって、災害公営住宅の整備基本計画等をつくる過程で、議会のほうにも震災復興特別委員会を通してその都度ご説明を申し上げながら、それぞれ議員さまざまなご意見をいただきながら、当然1つの事案について議員ならず町民お一人お一人、さまざまな考え方があるのが当たり前でございまして健康的なわけでございますけれども、そういった中で意見の集約を図りながら今日に至っているというところでございまして、今野議員お一人それぞれ、今野議員ならずですけれど、議員必ずしも今の部分について具体的な部分についていろんな思いはお持ちだろうというようなことは理解はしておるわけでございますけれども。当然この災害公営住宅ならず、いろんな今回の震災後のいろんな復興事業について、その都度一定の手続きを踏まえながら意見の、いわゆる集約でございますので、そこには当然賛否両論、あるいはさまざまな考え方があって今日に至っているというところでございます。議員として、なかなか自分の思いがかなわないということについては、結果として大変な思いをお持ちのようなご発言でございますけれども、やはりこれからもそうでございますけれども、いろんな過程の中で計画の基本的な考え方をお示しをするタイミングもございますし、そういった中でいろいろ議論をしていただいて、それで最終的には合意形成をつくると。その場合に、今野議員の思いに沿えられるように形になりますか、あるいは別な考え方のお持ちの方が大勢いらっしゃればというのと通常の意見の集約のあり方だというように思いますので、そのようにひとつ今後もいろんな各事業の展開の際には、やっぱりその都度議員としての思いをご発言する機会は当然あるというふうに思いますし、あるいは地域に対してもその都度いろんな部分についてご説明を申し上げてきているわけでございますから、その中でも当然いち地域住民としてのご発言をする機会もあるでしょうし、そういうふうな活動があって最終的な結論を見出していくということではないのかなというふうには思っておりますので、そのようにひとつご理解いただきながらこれからも活動をしていただければよろしいのではないのかなというふうに、私はそう思ってございますけれども。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 副町長の指導ありがとうございます。それで、先日の新聞なんですけれど、たしか学習院大学の赤坂教授という方の新聞記事を見たんですけど、私やっぱりこう復興が、いっぱいお金を使って復興していく中でその学者の方は言っていたんですけど、もう完成と同時に、こういう言い方は本当失礼なんですけれど、廃墟となるような復興も進んでいるというそういう記事を見て、私もこの地域の人たちの住まいというか、平屋に住んでいた人たちが、例えば志津川地区とか伊里前地区のような町場のようなところは別として、戸倉地区その他いろんな地区の方たちにとっては本当に平屋でのこの住宅をという思い、私だけの思いじゃなくて住んでいた人たちの思いも結構聞いていたものですから、しつこいようですけれどこれまで再三このような形で、こんな貴重な時間というか議会を通じて言わせてもらいました。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第74号 財産の取得について

日程第13 議案第75号 財産の取得について

日程第14 議案第76号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第74号財産の取得について。日程第13、議案第75号財産の取得について。日程第14、議案第76号財産の取得について。

お諮りいたします。以上3案は、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 阿部 建議員が着席しております。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第74号から議案第76号までの3議案財産の取得についてをご説明申し上げます。

本3案は、志津川西地区防災集団移転促進事業用地、志津川中央地区津波復興拠点整備事業用地及び志津川中央地区復興拠点連絡道路整備事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） それでは、議案74号から76号までの一括して細部説明を申し上げます。

説明につきましては、お手元に配付されてます議案関係参考資料を中心に説明させていただきます。まず、20ページをごらんください。

議案74号なんですけれども、本日ご審議いただく土地の取得目的としましては、志津川西地区防災集団移転促進事業用地に供するためです。取得する土地につきましては、志津川字廻館196番、現況地目山林、取得面積1万1,438.23平米でございます。取得単価につきましては、山林評価とし1平方メートル当たり870円、坪単価に換算しますと2,867円で取得代金の総額としましては、995万1,260円を予定しております。具体的な取得位置につきましては、資料の23ページ、事業計画につきましては22ページをご参考くださいませ。

次に、議案75号ですが、この土地の取得目的につきましては、志津川中央地区津波復興拠点整備事業用地に供するためです。取得を予定しています土地としましては、志津川字新井田115番、地目山林、外5筆の土地を予定しております。取得単価につきましては、いずれも山林評価のため1平方メートル当たり870円を予定しています。取得面積の合計なんですけれども、1万2,239.23平米、取得代金の総額としましては、1,064万8,128円を予定しております。

契約相手方につきましては、志津川字十日町1番地の高橋長偉さん。なお、取得物件の位置につきましてはページ27ページ、事業計画については26ページをご参照ください。

続きまして、議案76号ですが、事業としましては志津川中央地区津波復興拠点連絡道路整備事業用地に供するためです。取得する土地としましては、志津川字新井田146番9、外3筆でございます。いずれも現況地目としては、山林です。取得面積の総面積としましては、9,112平方メートル、取得代金としましては総額で783万103円を予定しています。取得する物件の詳細な位置関係につきましては31ページ、事業計画に30ページをご参照くださいませ。それと、契約相手方なんですが志津川字十日町1番地高橋長偉。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第77号 普通財産の貸付について

日程第16 議案第78号 普通財産の貸付について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第77号普通財産の貸付について。日程第16、議案第78号普通財産の貸付について。

お諮りいたします。以上2案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第77号及び第78号の2議案、普通財産の貸付についてをご説明申し上げます。

本2案は、国道45号志津川地区迂回路工事及び国道45号水尻橋かけかえ工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、当該町有地を工事期間中無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第77号及び78号を一括してご説明いたします。

今回、国への無償貸し付けについてご協議する箇所でございますけれども、2つの議案の箇所に別れておりますが、提案する理由が同じでございますので一括提案とさせていただきました。

志津川市街地においては、現在被災宅地の買い上げが進みまして、逐次町有地化が進んでおります。当然、宅地のかさ上げとともに国道45号のつけかえ工事と水尻橋のかけかえ工事が進められますが、そのための工事用の敷地として無償貸し付けを行うものでございます。

議案第77号が国道45号の迂回路用地、議案第78号が水尻橋のかけかえ工事用地になります。

議員各位におきましては、ご記憶に新しいかというふうに思いますけれども、3月の臨時会におきまして同様の提案をさせていただきまして、ご決定を頂戴したその経緯がございます。今回はその追加分に係る無償貸し付けでございます。

具体的な場所でございますけれども、議案関係参考資料を用いてご説明いたします。大変見にくくて恐縮でございますが、議案第77号に関する箇所が議案関係参考資料の34ページと35ページの、ちょうど朱色に着色した部分でございます。34ページの箇所は、構図見にくらいですけれども、志津川オリエント向かいの商店があった場所でございます。35ページの箇所につきましては、八幡橋の手前4件目の宅地があった場所でございます。

次に、議案第78号に関する箇所は、議案関係参考資料の38ページになりますが、着色してある場所は水尻橋手前の木工所があった場所、それと町道松原線を挟んだ病院の医師住宅があった場所付近でございます。

では、次に議案書をごらんください。23ページと25ページの別紙に地番と地籍等が列記しておりますが、合計いたしますと10筆1,478.78平方メートル、約448坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 国の事業を進める上では、無償の貸し付けもやむを得ないことであろうなと理解はするわけですが、こういうここに限らず、いろんな事業を推進するためにその土地を無償で貸しているところがあろうかと思うんですが、国、県にその貸し付けをしたことによって町の事業を進める上で影響等はあるのかないのか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回無償貸し付けの対象になっているところにつきましては、防災集団移転の底地の部分でございますが、一応復興庁あるいは県、国等と協議しまして貸付期間中については支障がないというふうな確認をとっております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ここはって最初に言ったんですがね。それ以外に、そのときは想定することができなかつたのかどうかわかりませんが、貸してしまって貸した後に、これ町で使うのに不都合が出たなというようなそのような事例があるのかなと。また、これから先こういうのが出てくるのかなと。そういうことも懸念するんで、これからやっていく上でいろいろ

とその辺も踏まえた協議を密にやっていただきたいなど、そう思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 考えられるとすれば、中小機構で設置をしたそのいろんな工場あるいは事業所、お店等、そういった分について町の事業との関連で移転等をお願いするというような部分、現に今大森地区については水産加工場用地としての町開き工事やっておった関係から、そこは中小機構の分でございませんでしたけれども移転をいただくとこです。そういうことでございますので、それは当然町が貸借契約をする過程の中で、そういった町の事業等の関係で移転をいただくということを前提に貸し付けしてございますので、そういった分については順次調整をしながら、もしあるとすれば復興事業等に影響ないように進めていくということで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと調整しながらやっているんだろうと思いますが、一時想定外という言葉もはやりましたので、想定外というのも出てくるかもしれませんので、その辺は留意していただきたいなど。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その中小機構で土地を借りて営業しておったと、そういったいろんな事業のために立ち退きをしなければならないというのが、多々これから出てくるかと思います。その際、その事業者が移転する土地、場所があればこれはスムーズにというか行けるかと思うのですが、なかなかその行き先が決まらないときに、事業をやるからどうしてくださいよという権限というのかなこれ、中国の場合は強制排除みたいなことをやれますけれども、我が町はどうなのかなと。どれだけのその権限でやれるのかなと。その事業主さんもいろいろ本当はその事業に賛成して、自分のうちが早く立ち退きたいんだけれどもその行く場所がないということで悩んでいるということを、皆さんにやはりご理解してもらわないと、居座っているんじゃない。行きたいんだけど行く場所がないということで、悩んでいる方々もいるということでございますね。その辺のところ、どの程度まで、どれぐらいの期間といいますか、見てもらえるのかなということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） そもそも、そういった分中小機構等が支援をしてそういった事業者の再開をいち早く促したことについては、当然産業振興の面から、あるいは雇用というからやったわけでございますので、ただ同時に町との契約等についてはご案内のように1年

は中小機構との物件ですけれど、1年後には町のほうに譲渡されて、多分今ほとんどの建物が町の建物ということでございますけれども、ただ底地の分について町有地を提供している分については、一応契約書から言えばもう数カ月前に、何カ月前に町の事業等に支障の場合はそれは協力していただきますよということは、ある意味じゃ契約書上から言えば公権力としてはそうなんですけども、しかしそこでご商売をして再建を目指しているという方での事業でございますから、無下にそこは公権力だけをもって契約書上の条項だけをもってというわけには多分いかないだろうと。それだけに大変、じゃあその後どうすんのと、どう支援できるのというのは、大変こちらも頭の痛い難しい問題でございますけれど、それぞれに該当する関係課はそういう問題抱えながら、当然相手側の立場にも立ちながら、なつかつこちらの事業の進行に影響がないように、そこは調整をするように今最大限努力をしている部分も、私も報告を受けている分ございますので、今後もそういう部分についてはこちらとしても最大限努力をしながら。ただ、とはいえたなかなかその事業の内容によりますけれども、どこでもいいよというわけにいかない事業メニューがあるわけですよね。山のほうというか、ちょっと奥まったところに土地があるんでそこ使えばというと、それではそこのご商売が成り立たないということで、しかばといってまた来年そこに造成工事が入りそうな場所にということもなかなかお勧めできないし、そこはやっぱり双方努力をしっかりしながら、事業者側においてもやっぱり個別的に最大限の努力もいただく。それで町もそういった事業が大きく影響のないような形での用地の検討というか、情報の提供、それは町有地ならず民有地であっても情報を提供できるような努力は続けさせていただくという形で進めてまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 震災後、皆さん職場を失って仮設住宅で何をしていいか途方に暮れていったときに、いち早くそういった事業を再開したと。それでその仮設に住んでいる方々が何人でも集まってお話をしながら作業に従事したということで、大変雇用の面、あるいはそういった被災した方々への精神的な貢献度といいますか、ことをやってこられた方もかなりあるわけであります。そういう方々が、今事業をするから立ち退いてくれと言われても、今申し上げましたようになかなかいい箇所がないということで悩んでいる方々もおりますので、副町長言われたように最大限、お互いですね、事業者も事業に賛同しているわけですから、ただ町としても幾らかでもその事業者の意に沿った箇所を見つけて、あるいは事業主もその土地は一生懸命探しているようですけれども。でなければ廃業といいますか、閉鎖といいま

すか、もうやむなくならざるを得ないと、やむないというような考え方もあるようですので、  
そうしますとこれまで何十人と雇用していた方々がまた無職になるということもあります  
で、その辺の考え方といいますか、非常に難しいところもありますのでぜひその行政主導で  
いい方向に行っていただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第77号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明20日、午前10時より本会議を開き、本  
日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す  
ることとし、明20日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。  
本日は、これをもって延会といたします。

午後3時16分 延会